



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランスの企業倒産手続における経営者責任(2・完)
Author(s)	張, 子弦
Citation	北大法学論集, 67(6), 224[33]-191[66]
Issue Date	2017-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65019
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no6_08.pdf



フランスの企業倒産手続における 経営者責任（２・完）

張 子 弦

目 次

はじめに

第一章 倒産企業の経営者責任制度に関する法改正の歴史

第一節 フランス倒産法の沿革

第二節 経営者倒産責任制度の沿革

第三節 小括

（以上、67巻5号）

第二章 現行法における経営者倒産責任

第一節 財産上の責任

第二節 職務上の責任

第三節 刑事責任

おわりに

（以上、本号）

第二章 現行法における経営者倒産責任

現行フランス商法典は、第6巻第5編第1章において、積極財産不足の責任、個人破産の制裁とその他の禁止措置、及び破産罪とその隣接犯罪を定めている。

これらの責任と制裁は、各々の性質によって、それぞれ被害填補、又は一般予防の機能が認められ、責任ごとにその作動するメカニズムも異なっている。本章では、学説の位置づけにしたがって、経営者の倒産責任を財産上の責任、職務上の責任及び刑事責任に分類した上で、それぞれ責任制度の全体構造、及びその手続上の特色と実務上の運用について紹介する。

第一節 財産上の責任

一 財産上の責任の一般論

1. 責任の性質と機能

財産上の責任〔responsabilité patrimoniale〕とは、講学上の概念であり、経営者の個人財産に直接に課されるサンクションをいう。倒産手続が開始された会社の財産が不足している場合、債権者の正当な利益を侵害されており、経営者の財産上の責任が認められると、裁判所は判決によって、経営者が個人財産で会社財産の不足部分を補完することを命じることになる。そのため、この責任は、経営者の過失に対するサンクションの機能〔fonction sanctionnatrice〕、及び倒産会社の弁済原資を増殖する財政上の機能〔fonction de financement〕を有する⁹⁸。財産上の責任は、実務上、金銭的なサンクション〔sanctions pécuniaires〕とも称されている。

財産上の責任は、その適用範囲から以下の二種類がある。すなわち、①裁判上の清算手続において、経営者の過失行為が、会社の積極財産の不足に寄与した場合の、積極財産不足の責任〔responsabilité pour insuffisance d'actif〕（後述二）、②裁判上の更生手続において、経営者の経営上の過失が法人の支払停止に寄与した場合の、「支払停止の寄与責任〔responsabilité pour contribution à la cessation des paiements〕」（後述三）である。

前者は、2005年以降の倒産手続における財産上の責任の中心的地位を占めるものとなっている。後者は、裁判上の清算手続以外に、経営者の倒産責任制度の空白を埋め合わせるために、裁判上の更生手続のみ（商法典 L.631-10-1条。以下、条数のみ記載する場合には、現行フランス商法典の条文番号を意味する）に適用できる責任訴権〔action en responsabilité〕である。

2. 責任の対象

（1）法律上の経営者

A. 定義と特徴

法律上の経営者とは、法人の定款に従って会社を管理する職務を有しており、且つ法人を代表している者である。すなわち、法律上の経営者と認められるた

⁹⁸ Saintourens(Bernard) et Saint-Pau (Jean-Christophe), *La responsabilité du chef de l'entreprise en difficulté*, Cujas, 2013, p. 31.

めに、法人に対する①管理する権限〔pouvoir de gestion〕と、②法人を代表する権限〔pouvoir de représentation〕を同時に有しなければならない。ただし、代表取締役を選任した株主総会の決議に瑕疵があることは、経営者が倒産責任を負わない理由にならない⁹⁹。法律上の経営者とは、具体的には、取締役会の議長〔PCA: président du conseil d'administration〕又は合名会社〔SNC: société en nom collectif〕の取締役などを指している。その他、財産上の責任はこれらの最高経営責任者の補佐人〔adjoints〕又はそれが法人である場合、その代表者にも適用できる。ただし、専門的な職務を執行する者を除くので、技術開発の責任者〔directeur technique〕などはその範囲に含まれない。

B. 退任した会社経営者の責任

実務上、倒産手続が開始された日に経営者が退任していた場合でも、支払停止状態が在任中の行為によって引き起こされた場合には、たとえ退任した時点で、支払停止状態になっていないとしても、その経営者に責任を負わせることができる¹⁰⁰。裁判所は経営者の管理行為が支払停止をもたらしたことを認定した以上、経営者の退任が公示されるかどうかは責任追及に大きな影響を与えない¹⁰¹。なぜなら、その職務停止に関する法定公示〔publicités légales〕の有無は、対第三者関係で対抗要件にすぎないため、公示の欠如は会社財産の不足に対する責任を阻却する理由にならないからである。

C. 法人経営者

フランスでは、法人も経営者となること〔personnes morales dirigeantes〕が認められている¹⁰²。L.651-1条は、経営者が法人である場合、当該経営者の財

⁹⁹ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.13, p. 2417.

佐藤・前掲注(3) 76頁が、同じ内容について言及している。

¹⁰⁰ Cass. com. 27 févr. 2007, n°05-20038, Non publié au bulletin (NP).

Cass. com. 14 oct. 2008, n°07-19000, NP.

¹⁰¹ なお、1967法と1985年法の下における経営者の退任に関する内容について、佐藤・前掲注(3) 76頁参照。

近時の判例について、Cass. com., 14 oct. 2008, n°07-19.000, JurisData n°2008-045428. Dr. Société 2008, p.19. note Legros. が挙げられる。

¹⁰² LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.14, p. 2418. フランスでは、1966年7月24日の法律第91条により、法人は経営業務の責任者となることが認められている。

産上の責任を、当該法人の常任代表者〔représentant permanent〕¹⁰³に課している。その他、公法上の法人も経営者となることが考えられる。たとえば、市町村〔commune〕¹⁰⁴や政府〔État〕¹⁰⁵が経営者となる場合である。

（2）事実上の経営者

A. 定義と特徴

事実上の経営者とは、直接に又は介在人〔personne interposée〕¹⁰⁶を通して、積極的に会社の経済活動を行う者、又は法人の取締役会から独立している機構で、法人の法定代理人〔représentants légaux〕の代わりに経営を行う者である。事実上の経営者として認定するには、①積極的な指揮行為〔actes positifs de direction〕を行った者であり、②その指揮行為が独立性〔indépendance〕を有することという二つの要件を同時に満たさなければならない¹⁰⁷。

B. 親会社が子会社の経営を支配している場合

親会社が子会社の経営活動など重要事項を指揮・決定する場合、または子会社の株式を所有することで、自ら経営者を派遣した場合、そのような親会社が子会社の事実上の経営者となるか否かが問題になる。特に、最近、親会社が外国企業であり、破産した子会社の環境責任などを怠る事件が、フランスで注目されている¹⁰⁸。

¹⁰³ フランス会社法における常任代表者制度は、商社会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号（Loi n°66-537 du 24 juillet 1966, sur le société commerciales）によって創設されたものである。「法人は取締役として選任される場合、常任代表者を指名しなければならない。常任代表者は自己の名において取締役である場合と同一の条件および義務に従い、同一の民事責任及び刑事責任を負う。ただし、この者が代表する法人の連帯責任を妨げない」。これは、日本法における代表取締役の代表権から生じる第三者に対する損害賠償責任（日本会社法350条）と比べると、相違点が若干存在している。フランスの常任代表者制度について、奥島・前掲注（3）97-131頁。

¹⁰⁴ T. confl. 2 juill. 1984, D. 1984. 545, note. Derrida.

¹⁰⁵ Cass. com. 16 févr. 1993, n°90-18389. D.1981, obs. Vasseur.

¹⁰⁶ 山口・前掲注（3）303頁参照。

¹⁰⁷ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.21, p. 2419. 具体的に、どんな者が事実上の経営者として認められるかについて、判例ごとに、裁判所は事実と裁量によって判断する。

¹⁰⁸ 2003年3月のMétaleurop Nord社の清算事件〔L'affaire de la liquidation de

実務上、親会社の事実上の経営管理行為は、介在会社〔société interposée〕¹⁰⁹または持株会社〔holding〕の子会社に対する干渉行為の存在によって認証される。ただ単に子会社の99%の持分を持っている事実だけでは、事実上の経営者であると認めるのはたりないという裁判例がある¹¹⁰。しかし、これに対して、子会社が、なんらの自主的な経営権限もなく、全て親会社によってコントロールされている場合、親会社が事実上の経営者であることが認められる¹¹¹。

C. 有限責任個人事業主

有限責任個人事業主はその企業の経営者として擬制〔assimilation〕できるため、有限責任個人事業主に経営者責任を課すことができる。有限責任事業主の財産は、充当資産〔patrimoine d'affection〕¹¹²の制度によって充当財産（事業財産）

Métaleurop Nord〕は、多くの議論を引き起こした。事件の始末を簡単に説明すると、Métaleurop Nordは非鉄金属の取扱いをする会社であるとともに、スイスにあるその親会社は子会社の倒産事件の後に、子会社の土壤汚染などの問題を無視していた。大審院は、Métaleurop Nord社の清算人が主張した親会社に対する「手続の拡張」（2005年前の民事責任訴権について、前述第1章第2節参照）の請求を棄却した後に、破毀院は、事実上の経営者とみなされる親会社に対する責任訴権を認めた。この裁判例において、破毀院は、積極財産不足の責任における事実上の経営者の理論に基づき、土壤汚染の責任を追及する突破口を開いたと思われる（破毀院判決：Cass. com., 19 nov. 2013, n°12-28367, NP.）。立法者は、その責任訴権をここにいう「財産上の責任訴権」に統合しようとしていたが、以下の二点で経営者の財産上の責任と異なっているので、批判されている。すなわち、①この責任の目的は債権者への弁済ではなく、環境責任の負担を親会社に課すことにある。②責任の制裁対象は一般の経営者ではなく、筆頭株主など実子子会社を指揮権のある親会社である。LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°925.09, p. 2515.

¹⁰⁹ フランス語の〔interposer〕は、人の介在を意味している。山口・前掲注（3）303頁参照。したがって、「介在会社〔société interposée〕」とは、他の会社の経営・管理に介在又はそれを代行する〔intérimaire〕会社である。

¹¹⁰ Cass. com. 2 nov. 2005, n°02-15895, NP.

¹¹¹ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.21, p. 2421-2422.

¹¹² 訳は、モンセリエ＝ボン（片山訳）・前掲注（8）65頁以下参照。マリーエレーヌ・モンセリエ＝ボン（荻野奈緒＝斎藤由起訳）「目的充当資産—フランス法における大きな革新—」阪大法学第65巻2号（2015年）では、同制度を「目的充当資産」と訳す。簡単に言えば、充当資産の制度は、特に有限責任個人事業主などの場

と非充当財産（個人財産）に分離される。しかし、債権者に弁済できる充当資産に不足がある場合、裁判上の清算手続が開始される前に、この充当資産の不足に有限責任個人事業主の過失が認められた場合、裁判所は、その非充当資産によって債務の全部又は一部を負担することを命じることができる¹¹³。

3. 手続上の問題

（1）管轄

倒産手続の管轄集中原則〔principe de concentration du contentieux des procédures collectives〕により、積極財産不足の責任訴権の管轄権は、倒産手続の開始決定を言い渡した裁判所に属する（R.662-3条）。もっとも、会社の倒産手続の前に、会社経営者に対する個人名義の倒産手続が既に開始されていた場合、管轄権は、係属中の個人の倒産手続が係属している裁判所に属する¹¹⁴。

法律上の経営者と事実上の経営者の区別を必要とするとき、倒産手続の開始を言い渡した裁判所のみが「事実上の経営管理行為」を認定する権限を有する。

債務者が私法人であるが、地方公共団体〔collectivités territoriales〕又は市町村などの公法人によって経営・管理されている法人である場合、その経営者の責任に関する訴えの管轄権は司法裁判機関〔ordre judiciaire〕と行政裁判機関〔judiciaire administrative〕のどちらに付与するのかについては、一般的に、権限裁判所〔tribunal des conflits〕がその公法人の行為の性質によって判断する¹¹⁵。

合、会社の事業資産と企業主〔chef d'entreprise〕の個人資産を分離することを意味している。倒産手続が開始されたときは、本文で述べた行為がない限り、原則として、充当資産のみによって破産債権を弁済することになる。

¹¹³ モンセリエ＝ボン（片山訳）・前掲注（8）80頁。モンセリエ＝ボン（荻野＝斎藤訳）・前掲注（117）653-654頁。

¹¹⁴ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.34, p. 2433.

¹¹⁵ 基本的には、法律に明文の規定がある場合、権限裁判所はそれに従って判断する。その他に、破産院の意見によると、①公法人〔Établissement public〕が会社又は社団を管理するとき、その行為の性質が工業・商業の特徴〔caractère industriel et commercial〕を有する場合、②その業務資金を自ら調達した場合、③公法人が混合経済会社（地方公共団体一般法典〔Code général des collectivités territoriales〕L.1524-5条）を管理する事実上の経営者とみなされる場合など、司法裁判機関に管轄権がある。それに対して、公法人が運営している会社又は社団は、社会公共福祉手当などによってサポートされている場合、

(2) 申立権者

現行法では、積極財産不足の責任訴権の申立権者は、原則として清算人〔liquidateur〕と検察官のみである（L.651-3条1項）¹¹⁶。清算人の不作為がある場合、債権者の多数決によって選定された監査委員〔contrôleurs〕に訴訟を提起する権利がある（L.651-3条2項）¹¹⁷。新たな支払停止の寄与責任訴権は特別な制度であり、その係属は、司法管財人・企業清算人の請求がある場合、裁判所所長の職権によって決められる。

また、裁判所の職権による積極財産不足の責任訴訟の係属は廃止された。その理由は、人権保護と手続の公平性を考慮するEU人権条約〔CEDH : Convention Européenne des Droits de l'Homme〕第1節第6条に所定の「公平な裁判を受ける権利の保護」に照らして、不適切であるからということにある¹¹⁸。しかしながら、この点について、会社の経営者自身が、早期に倒産手続

または、経営者の過失行為には公共サービス事業のために行われたところから明らかである場合、経営者責任訴権の管轄は行政裁判機関に与えられる。LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°921.35, p. 2434-2435.

¹¹⁶ フランスでは、再建型倒産手続（企業救済手続または裁判上の更生手続）において、企業清算人〔mandataire judiciaire〕の選任は強制的である。これに対して、司法管財人〔administrateur judiciaire〕の選任は、被用者20人以上、かつ年間売上高（CA : chiffre d'affaire）は3,000,000ユーロを上回る会社の再建型倒産手続にのみ強制的ではあり、その以外の場合、任意的である（L.621-4条第3項4項、L.631-9条1項、R.621-11条）。再建型倒産手続から裁判上の清算手続に移行する場合、企業清算人〔mandataire judiciaire〕は自動的に清算人〔liquidateur〕になることもあり得るが、裁判所は企業清算人以外の者を清算人として選任することも可能である。現行法の下で、積極財産不足の責任は裁判上の清算手続にのみ請求される。それゆえ、その責任訴権の申立人は清算人および検察官と限定される。

¹¹⁷ 具体的には、催告があるにもかかわらず、コンセイユ・デタのデクレに定める期間および条件の下で、清算人が同条に定める訴権を提起しない場合、債権者の過半数の同意によって選定された監査委員も裁判所に申立てをすることができる。

¹¹⁸ Rapport n°335 par Jean-Jacques HYEST, doc. Sénat. au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale (1) sur le projet de loi, ADOPTÉ PAR L'ASSEMBLÉE NATIONALE APRÈS DÉCLARATION D'URGENCE, de

の申立てをしなかった場合であっても、裁判官は財産上の責任訴訟の係属を判断することができないため、その廃止は不合理であるとしばしば指摘されている¹¹⁹。

（3）時効

財産上の責任訴権の時効は3年であり、責任に関わる事実の発生時からではなく、裁判上の清算手続の開始された時点から起算される（L.651-2条3項、2008年オルドナンス131条）。たとえ当事者が清算手続の開始決定に不服を述べたとしても裁判上の清算手続の開始日から起算する。

責任の対象となる経営者が数人である場合、これらの経営者の間で連帯責任が認められる場合を除き、経営者の倒産責任訴権の時効は経営者ごとに決められる。

（4）裁判所の裁量

会社の積極財産の不足をもたらした行為の主観的態様の程度（錯誤[*erreur*]、軽率[*imprudence*]¹²⁰又は法令違反[*violation des règles légales*])¹²¹に基づいて、どの経営者に、会社債務についていかなる金額で責任を負わすか、及びいかなる期間内に責任を履行すべきか等についての判断は、裁判所の裁量に委ねられている¹²²。具体的には、積極財産の不足によって生じる損害の範囲及び責任の額を評価する場合、事実審の裁判官は、債務者たる会社の債務状況のみならず、経営者の財務状況も考慮に入れながら検討しうる。また、経営者が幾つかの会社債務に対して個人的な保証を提供している場合、その個人保証も一つの特別な要素として評価される¹²³。なお、破毀院は、会社の積極財産の不足を招致した幾つかの経営上の過失がある場合、それぞれの過失の程度を勘案した上で、

sauvegarde des entreprises (2005), p.53, p.455.

¹¹⁹ Rapp. Xavier de Roux, n°2095, p.411.

¹²⁰ 軽率[*imprudence*]は不法行為責任または刑事責任の発生原因ともなり、故意によらない非行[*faute non-intentionnelle*]の一種である。軽率は本人の故意性・率先的行為を前提としている点で「怠慢」[*négligence*]と区別されている。

¹²¹ Saintourens (B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 31-32.

¹²² 佐藤・前掲注（3）74頁。LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°922.41, p.2477.

¹²³ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°922.51, p. 2479.

フランスにおける過大な保証を防ぐための規制については、能登真規子「保証人の過大な責任—フランス保証法における比例原則」名古屋大学法政論集227巻371-395頁、大澤・前掲注（29）2号47-90頁、3号25-73頁、が詳しい。

比例原則〔principe de proportionnalité〕¹²⁴に従って判断すべきであると指摘している。

二 積極財産不足の責任

1. 責任の特徴

積極財産不足の責任は、従来の填補責任と会社債務に対する責任の内容を引き継いだものである。その追及は、一般法上の責任〔responsabilité du droit commun〕より優先されている¹²⁵。しかし、破産院は、倒産手続が開始されても一般法上の責任追及が認められるいくつかの例外を設けた。具体的には、倒産法上の財産上の責任が認められない場合¹²⁶、手続開始後に行われたフォートに基礎づけられる場合¹²⁷、一般法上の責任による訴えは受理されうる。

積極財産の不足を理由とする経営者責任の訴えを設ける目的は二つある。一つは経営上の過失を犯した経営者への非難であり、もう一つは会社財産の補填である¹²⁸。倒産手続において、会社の元本とされている財産を確保する経済的・補償的な効用は、積極財産不足の責任を設ける最も重要な趣旨である。

2. 責任の構成要件

積極財産不足の責任は、L.651-2条1項に定められている。この実質的な要件は、従来の「填補責任」と「会社債務に対する責任」における責任推定の構造とは異なり、一般法上の責任の伝統的な構造に回帰する傾向を有する。

まず、要件の一つとして債務者たる企業の積極財産が会社債務を弁済するため不足している状態が明確でなければならない。この要件が欠けると、訴え

¹²⁴ Saintourens (B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 31. Cass. com., 15 déc. 2009, n°08-21906, JurisData n°2009-050876. JCP G. 2010, N°6, 155 P.285, note, Roussel Galle.

¹²⁵ Gaël (Couturier), *Droit des sociétés et des entreprises en difficulté*, LGDJ 2013, n° 703,p.409-410.

Cass.com., 28 février 1995, D. 1995. I.R., p.84.

¹²⁶ 積極財産の不足が証明されない場合、会社法上の規定による請求が受理される事例が挙げられる。Cass.com., 28 mars 2000, JCP E 2000, chr.p.1566, obs. P.PETEL;Cass.com., 27 juin 2006 JCPE 2006. 2241, p.1433.

¹²⁷ Cass. com., 14 mars 2000. D. 2000, act. Jurispr.,p.187, obs. A.LIENHARD; JCP E 2000, p.1527, note D. Poracchia.

¹²⁸ Saintourens (B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 32.

は認められない。すなわち、終局判決で認定される責任の金額が、積極財産の不足分を超過しえないという限界がある以上、不足している状態が確かであることが必要である。なお、積極財産の不足は裁判上の清算手続の開始日を基準として確定される。ここで、注意を要するのは、倒産手続が開始される前に存在していた会社債務のみが考慮要素に入れられることである。ただし、貸金債務の場合は、倒産手続の開始後に発生したとしても、貸金債務の原因となる労働行為が倒産手続開始前に存在しているならば、ここでいう会社債務に算入できる。

また、経営上の過失となる行為について、商法典では詳しく定義されていないが、それは、事実審の裁判官によって、通常の経営者として期待される合理的な行為と比較しながら評価されるものである¹²⁹。実務上、これは広く解釈されており、単なる経営上の過失のみならず、管理・代理上の過失、無謀な決定、及び不当な融資又は過度な投資の行為なども含まれる。前述した会社債務と同様に、過失は倒産手続の開始決定が言い渡される前に存在していなければならない。なお、有限責任個人事業主〔EIRL〕の場合は、資産が充当されたときに、財産の混同行為、L526-6条2項に定められた法定充当資産の創出〔constitution〕¹³⁰に違反した場合、又はL526-13条に所定の経済活動の明示義務の不履行があれば、ここでいう経営上の過失を構成する（L621-2条3項）。

最後に、原告は経営者の経営上の過失が債務者たる会社の積極財産の不足に寄与したことを証明しなければならない。その証明が欠けている場合、請求は認められない¹³¹。これはいわゆる過失、損害〔préjudice〕と因果関係〔lien de causalité〕によって形成される実質上の構成要件と同じように見えるが、立法者は、「引き起こす〔causer〕」という法的因果関係を表す用語ではなく、「寄与〔contribuer〕」という表現を用い、法的因果関係より一層緩やかな制度を設ける。すなわち、経営上の過失が積極財産の不足をもたらした幾つかの原因の中の一つであると、因果関係を認容することができ、他の原因があっても当該因果関係の構成を阻却しない¹³²。これは、一般民法上の因果関係理論における「条

¹²⁹ Jacquemont (A) et Vabres (R), *op.cit.*, n°1123, p.655.

¹³⁰ 訳は、モンセリエ＝ボン（荻野＝斎藤訳）・前掲注（117）643頁参照。

¹³¹ Cass. com., 25 fév. 2004, n°01-11862. NP.

¹³² Cass.com., 11 oct. 2011, n°10-20423, NP; Cass.com., 21 Juin 2005, n°04-12087, D.

件等価説」[équivalence des conditions]¹³³である。

3. 認容判決の効果

(1) 責任財産の帰属

現行法は、債権者集団 [groupement de créanciers] には法人格がないとの理由で、判決によって被告の経営者が賠償する金銭を、債務者たる会社の財産 [patrimoine du débiteur] に帰属させるという従来の取扱いを維持している¹³⁴。そして、当該金額は債権者の間で、優先弁済の順位を問わずに、比例的に [au marc le franc] 配当すべきとされる (L.651-2条)。もっとも、2008年オルドナンスにより、L.651-2条3項において、「会社の経営者は、有責判決によって支払った資金の債権者分配に参加することができない」という内容が挿入された (したがって、2010年に責任の主体を有限責任個人事業主に拡張したことによって、積極財産不足の責任を負う有限責任個人事業主も、配当に参加できないことになっている)。

しかし、給付判決が言い渡された後に、その具体的な執行が実現しにくい事例が多く存在していた。そこで、2012年 Petroplus 法によって、会社の支払不能のリスクが顕在的 [évident] であり、且つ経営者が支払不能 [insolvabilité] の状態になるおそれがある場合に、保全措置の利用が認められることとなった。

(2) 責任の不履行に対する制裁

現行法では、有効な判決により所定の財産上の責任が加えられたにもかかわらず、その判決を履行しない経営者に対し、L.654-14条により、刑事制裁を科すことができる。また、裁判上の清算の言渡し判決から3年を経過してもなお、経営者が判決を履行しない場合、個人破産の制裁 [faillite personnelle] (後述

2005, AJ 1805, obs. Lienhard.

¹³³ フランス民法上の因果関係理論には、近因理論 [théorie de la proximité des causes]、条件等価説 [théorie de l'équivalence des conditions]、適切因果関係説 [théorie de la causalité adéquate]、及び因果関係の継続説 (La théorie de l'empreinte continue du mal) の四つがある。ここでいう「条件等価説」は、たとえある事実が主要な原因でないとしても、損害の結果をもたらした原因の一つであれば因果関係を認める。これは、いわゆる日本法における「条件説」と類似している。山口俊夫『概説フランス法 (下)』(東京大学出版会・2004年) 170-171頁参照。

¹³⁴ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°922.61, p. 2482-2483. 佐藤・前掲注 (3) 84-85頁。

本章第二節参照）を言い渡すことができる（L.653-6条）。

なお、経営者自身が債務の支払停止状態に陥った場合で¹³⁵、当該債務が職務上の債務〔*dette professionnelle*〕である場合、経営者は個人多重債務処理手続〔*procédure de surendettement*〕の申立てをすることができない¹³⁶。

三 支払停止の寄与責任

１．責任の特徴

裁判上の更生手続の中で、債務者たる会社の事実上又は法律上の経営者の過失〔*faute*〕が債務者の支払停止に寄与した場合には、司法管財人・企業清算人の申立てにより、裁判所所長がその経営者が所有している財産を勘案した上で、経営者の財産に保全措置を下すことができる。支払停止の寄与責任は、裁判所が保全措置によって経営者に追及する財産上の責任である（L.631-10-1条）。

原則として、支払停止の寄与責任の摘要は、裁判上の更生手続に限定されている。しかし、裁判上の更生計画が解除され、会社の支払停止状態が存続しており、裁判上の更生手続から清算手続へ移行する場合、裁判所所長〔*président du tribunal*〕は、経営者の財産に対して、適切な保全措置を維持することもできる（L.651-4条2項）。

２．責任の構成要件

（１）賠償されうる損害

支払停止の寄与責任訴権が裁判上の更生手続に限定される以上、裁判所が認容できる損害は更生計画の範囲内で認定されるべきである¹³⁷。そして、当該責

¹³⁵ Rapp. Xavier de Roux. n°2095, p.418.

¹³⁶ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°922.64, p. 2484.

自然人たる経営者にとっては、個人債務の蓄積によって、経営者が支払停止となった場合、個人多重債務処理手続を利用することができるが、その債務は必ず、職務上の債務以外の非職務上の債務でなければならない。なお、多重債務処理手続について、町村泰貴「フランス消費者倒産の実務（上）（中）（下）」商学討究47巻2・3号253頁以下、及び後藤巻則＝野澤正充＝町村泰貴＝柴崎暁「フランスの消費者信用法制」（クレジット研究・2002年）88頁以下参照。

¹³⁷ 山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会社・1986年）98頁以下参照。すなわち、企業がこうむる損害には、確実性、直接性、及び正当な保護法益を備えており、賠償されうる損害である。

任は、一般法上の責任理論と合致しているので、損害は賠償されうる損害で〔*préjuice réparable*〕なければならない¹³⁸。もっとも、実務上、その損害の確定について、不明確な点が多い。例えば、裁判所が更生計画を実施し、計画通りに弁済された場合、債務は消滅するが、その場合に、会社の支払停止をもたらした過失のある経営者が負担すべき責任の額は、どのように計算すべきかなどの問題については、いまだ決着が付いていない。

（２）支払停止に寄与した過失

ここでは、積極財産不足の責任における、「条件等価説」による因果関係の認定が同様に適用〔*mutatis mutandis*〕される。経営上の過失は、支払停止をもたらした主要な原因でなくても構わない。すなわち、支払停止となった原因の一部であっても、保全措置を利用するための要件を満たす。

支払停止の寄与責任は、一般法上の責任構造によるものではなく、独特〔*sui generis*〕の特徴を持つ。責任を申し立てた原告は、経営者の経営上の過失が債務者たる会社の支払停止に寄与したことを証明しなければならない。経営者の過失と支払停止との間、厳格な因果関係ではなく、積極財産不足の責任と同様に、その過失は支払停止に寄与した原因の一つであると言えれば、当該責任が認容される。

３．保全措置について手続上の取扱い

まず、2012年3月12日の法律第2012-346号（以下、「2012年法」という）¹³⁹4条1項は、保全措置の運用について規定した。すなわち、「財産に対する保全〔*conservation*〕または保管・占有〔*détention*〕のため費用が生じる場合、もしくは、財産の価値が下落する可能性がある場合、主任裁判官〔*juge-commissaire*〕は、司法管財人（選任された場合）・企業又は清算人に、決められた価値と条件によって財産譲渡の権限を付与することができる。また、財産譲渡によって得られた対価は、直ちに預金供託金庫にある預金帳簿及び供託金に算入される」（L.663-1-1条1項）。R.631-14-1条によって、保全措置の対象となる財産の範囲については、「原告が主張する損害賠償の金額を超えない」とされている。

¹³⁸ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°926.22, p. 2521.

¹³⁹ La loi du 12 mars 2012 n° 2012-346 relative aux mesures conservatoires en matière de procédures de sauvegarde, de redressement judiciaire ou de liquidation judiciaire et aux biens qui en font l'objet.

また、2012年法4条2項は譲渡所得の用途を定めた。すなわち、「債務者の処分可能な財産が不十分である場合、財産所有の環境および会社責任を守ること確保するために、財産所有者の経営を管理する目的で、主任裁判官 [juge-commissaire] は、譲渡所得を、司法管財人・企業清算人、または清算人の報酬に充当すること [affectation] ができる。」¹⁴⁰。

しかし、支払停止の寄与責任を認容した判決の不履行に対して、どのようなサンクションを与えるべきであるか、保全措置の範囲など具体的な問題については、いまだ明らかになっていない。

4. 位置づけ

支払停止の寄与責任が、商法典の経営者の責任及び制裁と同じ箇所（商法典第6巻第5編）ではなく、商法典第6巻第3編（裁判上の更生）に設けられている。積極財産不足の責任と比べて、その目的は、債権者の損害を填補することではなく、主に手続に必要となる費用に充当するためである。この意味で、支払停止の寄与責任は、伝統的意味における実体法上の責任と峻別され、手続法上の責任として帰結されるだろう。なお、欧州人権裁判所 [CEDH] が作成した議定書 [protocole] の第1条にいう財産権 [droit de propriété] に関する基本原則を害するおそれがあることから、支払停止の寄与責任の正当性を批判する見解もある¹⁴¹。支払停止の寄与責任については、判例の蓄積にしたがって、さらに検討する余地があるといえよう。

第二節 職務上の責任

一 職務上の責任の一般論

1. 責任の性質と機能

L.653-1条が規定するのは、経済界から不良企業・商人（すなわち、無能な [incompétentes]・不誠実な [malhonnêtes] 商事主体）を排除することにより、

¹⁴⁰ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°926.33, p. 2523.

債務者が必要な財産を所有していない場合、財産の売却によって得られる資金を財産管理のための報酬に充当することは、受命裁判官によって授權されることができる。

¹⁴¹ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°926.33, p. 2524.

健全な商業環境を作り、債権者及び企業・商人を不良企業との取引にともなうリスクから保護するために設けられている職務上の制裁〔sanctions professionnelles〕である。それゆえ、職務上の制裁は、浄化・追放措置〔mesures d'assainissement et d'élimination〕とも呼ばれる¹⁴²。現行法では、個人破産の制裁〔faillite personnelle〕と経営禁止の制裁〔interdiction de gérer〕が「職務上の制裁」を構成している。これらの差異については、後述する。

職務上の制裁の法的性質は、一般の民事制裁でもなく、刑事制裁でもない。この制裁は、「失権〔déchéance〕」、経営の禁止などの手段を用いるため、制裁の方法と効果から見ると典型的な民事責任たる財産上の責任の違反に対する制裁ではないと考えられている¹⁴³。しかも、この制裁は、個人利益ではなく、集団的な職務上の利益保護と関連しているものであるから、民事制裁とするのは不適切である。他方、経営者が破産罪に問われた場合、公職、職業活動、または会社で勤務することが一切禁止されることとなる（L.654-5条）ことに鑑みると、職務上の制裁は刑事的な制裁と類似している。しかし、実務上、罪刑法定主義〔principe de la légalité des délits et des peines〕という重要な刑事原則の適用が認められないこともある¹⁴⁴。

なお、破産院商事部により、独自の構造・目的を有する職務上の責任は、刑事制裁ではなく、「公衆の利益〔intérêt public〕」を保障し、職務上の浄化という目的を実現する公共的な制裁措置と位置づけられている¹⁴⁵。また、フランスの倒産法に関する一般的な文献を参照すると、当該制裁を民事責任の一環の非金銭的な制裁として、金銭的な制裁と並べて紹介している例もたしかに存在するが、職務上の制裁と財産上の制裁、刑事制裁と並べて説明する例もみられる¹⁴⁶。

経営者に対する職務上の制裁は裁判上の更生・清算手続に適用される。それ

¹⁴² Pérochon (Françoise), *Entreprises en difficulté*, 10^e éd, LGDJ 2014, n° 1725, p.794.

¹⁴³ Matsopoulou (Haritini), *op.cit.*, p.104.

¹⁴⁴ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, n°911.11, p. 2361-2362.

¹⁴⁵ Cass. Com., 9 déc. 2006, pourvoi n°05-19088. Bull 2006 IV n° 259.

Cass. Com., 16 oct. 2007, pourvoi n°06-10805. Bull 2007 IV, n° 219.

¹⁴⁶ LE CORRE (P.-M), *op.cit.*, ; Jacquemont (A) et Vabres (R), *op.cit.*, ; Pérochon (F), *op.cit.*

対して、企業救済手続は、支払停止になる手前で、企業債務者の債務を整理し、その再出発を目指しており¹⁴⁷、職務上の制裁を課すことは企業救済手続の趣旨と矛盾する。そのため、企業救済手続には、職務上の制裁は適用されない。

2. 制裁の対象

（1）自然人の債務者

現行法では、職務上の制裁が、自然人であるすべての商人、手工業者、農業者、または独立事業者〔professionnel indépendant〕¹⁴⁸に適用できるようになった¹⁴⁹。2008年オルドナンスは、L.653-1条1項1号に所定の独立事業者の登記要件を廃止し、「法的地位に服し、その名称が保護されている自由職を含む独立して事業活動を営むあらゆる自然人」と改正した。ただし、個人債務者が死亡した場合、職務上の制裁は適用されない。その理由は、死亡した人が商業行為から離れたため、制裁の必要がなくなったからというものである。

（2）経営者

法人の自然人たる法律上または事実上の経営者は、職務上の責任の制裁対象となっている。法律上の経営者と事実上の経営者の認定について、前述した財産上の責任と同様に処理する。経営者が法人である場合¹⁵⁰、職務上の制裁がその自然人たる常任代表者に課される。また、現行法では、実際に事業活動がない法人¹⁵¹であっても、経営者に個人破産又は経営禁止の制裁が課されうる。

ただし、L.653-3条の1項と L.653-5条に所定の帰責事由は、独立に職務を営み、その名で懲戒規則〔règles disciplinaires〕に服している自然人又は法人の経営者に適用されないとされている（L.653-1条1項）¹⁵²。

¹⁴⁷ Rapp. Xavier de Roux, n°2095, p.442 et 443.

¹⁴⁸ 訳について、モンセリエ＝ボン（片山訳）・前掲注（8）66頁参照。

¹⁴⁹ ここでいう独立事業者〔professionnel indépendant〕とは、自らの計算で労働する者である。山口・前掲注（3）283頁参照。

¹⁵⁰ フランスでは、企業の経営者は自然人ではなく、法人である場合も存在している。この内容について、本文第二章第一節2の（3）制裁の対象を参照。

¹⁵¹ 2005年法以前の法制の下では、個人破産又は経営禁止の制裁の対象は事業活動のある企業の経営者に限定されていた。この限定条件は、元老院法制審議会による修正で廃止された。

¹⁵² このただし書に所定の適用除外は、自然人の自由職事業者を指している。例えば、同様に自由職事業者であるが、診療所の医者は自由職の自然人であるた

(3) 有限責任個人事業主

L.653-3条の2項において、有限責任個人事業主に適用する個人破産の制裁の帰責事由が規定された。すなわち、①手続により示された責任財産に属する財産を、他の責任財産に充当帰属するものとして、処分したこと（同項1号）。②手続に示された経営活動の外見の下で、個人の陰謀を隠して、会社の利益を図ること以外の目的で取引行為を行ったこと（同項2号）。③手続により示された企業の財産または信用について、個人の目的のため、または自己が直接もしくは間接に利害関係を有する法人もしくは企業を利するために、当該企業の利益に反する使用を行ったこと（同項3号）、の三つである¹⁵³。

また、この制裁を免れるために、個人事業者は自らの勤勉な経営・管理〔gestion rigoureuse〕、充当資産の創出義務の遵守を証明しなければならないとされている。

3. 手続上の問題

(1) 管轄

原則として、民事・商事裁判所は職務上の制裁を言い渡すことができる。しかし、刑事制裁を科すことを前提とした上で、さらに職務上の制裁を付加的なサンクション〔sanction complémentaire〕として言い渡す場合、刑事裁判所も職務上の制裁を言い渡す権利を有する。

(2) 申立権者

個人破産と経営禁止という制裁は、2005年法以降、裁判所はもはや職権で開始することができなくなった。現行法の下で、職務上の制裁の申立権は、企業清算人、清算人又は検察官に属している。

従来、企業清算人が申立権を獲得するには、職務上の制裁を正当化できる事実を共和国検事又は主任裁判官に通知することが条件とされていた。現行法では、代わりに検察官に通知することが前提条件となり、この通知の手続は

め、但し書に所定の責任免除を適用できるが、商業登記をした薬局の経営者は、商人であるため、責任免除の対象とはならない。関連判例としては、CA Paris, 3e ch. A, 23 sept. 2008, JCP E 2008, 2436. n°10, note Cerati-Gauthier. が挙げられる。

¹⁵³ これらの要件は、それぞれ、日本会社法における取締役の帰責事由と類似的な特徴を有する。具体的には、①は「資本充実義務」、②は「法人格の否認」、③は「利益相反取引」と相当する。

L.653-8条に所定の経営禁止の制裁を申し立てる場合も同様である¹⁵⁴。

その他、積極財産不足の責任における取扱いと一致させるために、債務者が自由職事業者である場合を除き、申立権者の不作為があるときに、債権者委員会〔comité des créanciers〕¹⁵⁵で債権者の過半数の同意によって指名された監査委員〔créanciers contrôleurs〕にも申立権が認められている（L.622-1条2項）。しかし、上述した通り、監査委員の当該権利は、企業清算人の申立権の怠慢がある場合にのみ用いられるため、従属的な権利である。また、債務者会社からかけられる圧力を避け、債権者の集团的な利益を保障するために、少なくとも二人の監査委員を選任することとされている¹⁵⁶（2005年12月28日のデクレ324条、商法典 R.653-2条）。

（３）時効

2005年法は、個人破産及び経営禁止の制裁のための訴権の時効を積極財産不足の責任と同様に３年と定めた（L.653条2項）¹⁵⁷。手続が裁判上の更生手続又は企業救済手続から清算手続に移行した〔conversion〕場合、先行手続の終結裁判は後行手続の開始裁判と同義であると認識されており、時効は後行手続の開始の日から起算される。訴訟承継〔succession〕の場合、企業救済手続と更生清算手続との承継において、手続の開始裁判が二つ存在することとなるが、その場合は後の開始決定から時効を起算する¹⁵⁸。

¹⁵⁴ これが、2009年2月12日のデクレ第2009-160号（Décret n° 2009-160 du 12 février 2009 pris pour l'application de l'ordonnance n° 2008-1345 du 18 décembre 2008 portant réforme du droit des entreprises en difficulté et modifiant les procédures de saisie immobilière et de distribution du prix d'un immeuble）の111条によって規定される。

¹⁵⁵ フランスでは、債権者委員会〔comité des créanciers〕が、2005年法によって創設され、2008年オルドナンスでさらに改正が加えられた。債権者委員会については、杉本・前掲注（50）28頁において言及されている。

¹⁵⁶ LE CORRE (P.-M) *op.cit.*, n°911.31, p. 2366-2367.

¹⁵⁷ 佐藤＝町村・前掲注（28）の（2）413頁。Rapp. Xavier de Roux, n°2095, p.439. 1985年法188条では、裁判所は倒産手続中のいつでも個人破産の制裁を言い渡すことができると定める。責任訴権の時効は、2005年法の改正案においては、5年とされていたが、詐欺破産罪、積極財産不足の責任訴権、会社債務に対する責任訴権と一致させるために、最終的に、2005年法は3年と改正した。

¹⁵⁸ Rapp. Xavier de Roux, n°2095, p.425 et 426.

(4) 制裁期間

L.653-11条1項では、従来の最低5年という期間が廃止され、職務上の制裁期間が、上限15年に限定されている。この背景として、一方では、憲法解釈に整合させて、刑事罰の個別化〔individualisation〕と比例的な均衡性〔proportionnalité〕の要求に応えるとともに、他方では、刑法典改正の沿革に従い、最低刑期という概念が廃止されたことが挙げられる¹⁵⁹。その結果、15年以下の範囲で制裁期間を決める裁量権が裁判官に付与された。

また、L.653-10条により、経営者会での投票権の行使不能の制裁と、個人破産の制裁が同時に言い渡された場合、裁判官が決めることのできる具体的な制裁期間は、5年以下に限定されている。この制裁期間は、判決が言い渡された日から起算される。

(5) 復権

復権とは、経営者に下された職務上の制裁による失権・禁止が失効するとともに、その本来の権利が回復することを意味している。具体的には、一定の要件に基づいて復権が自然に発生する当然復権と当事者の申立てに基づく裁判による復権の二種類がある。

A. 当然復権

まず、L.653-11条1項によると、失権、禁止および選挙による公職遂行の不能等の制裁（後述の脚注177で詳述）は、15年間の制裁期間が満了した場合、判決の言渡しを要せずに、職務上の制裁が終了し、当然に復権する。

また、同条2項によると、債務の消滅、又は言い渡された有責判決に基づいて債務を履行した後、有限責任個人企業主、又は債務者会社の経営者の権利は回復する。

B. 申立てによる復権

復権訴訟は、当事者又は検察官〔ministère public〕の申立てによって提起される。復権を申請する当事者は、自らが会社債務の弁済に十分に寄与したことを証明しなければならない。当事者は自らが会社債務の弁済に一部のみ寄与した場合、職務上の制裁を一部免除することを請求できる（L.653-11条3項）。

二 個人破産の制裁

¹⁵⁹ Rapp. Xavier de Roux, n°2095, p.440.

1. 責任の特徴

個人破産の制裁とは、裁判上の更生・清算手続が開始された場合、一定の行為を行った経営者に、企業の指揮・経営・管理・監査を禁止するなどの効果を有する制裁である。個人破産の制裁は、職務上の責任の主たる部分である。この制裁についての実体上・手続上の取扱い方は独特であり、それはその特別な性質から導かれる。まず、個人破産の制裁は財産上の制裁と併科する〔cumulativement〕ことができる。また、刑事制裁の付加刑〔peine complémentaire〕として言い渡すこともできる。2008年オルドナンスは、2005年法で創設された会社の債務に対する責任を廃止したと同時に、当該責任が課される幾つかの帰責事由を個人破産の制裁の下に編入した（L.653-4条）。かつて1967年法の下では、個人破産の制裁は宣告の方法により、「裁量的個人破産〔faillite personnel facultative〕」と「強制的個人破産〔faillite personnelle obligatoire〕」の二つに分けられたが¹⁶⁰、現行法においては、個人破産の制裁に関する規定はすべて裁量的な〔facultative〕規定であり、帰責事由があったとしても、裁判所は経営者に個人破産の制裁を言い渡さないことも可能である。

2. 帰責事由

個人破産の制裁について、商法典は、帰責事由を適用対象によって分けている。すなわち、①有限責任個人事業主に適用できる事実（L.653-3条2項）、②法人の経営者のみに適用できる事実（L.653-4条）、および③L.653-1条1項に所定の全ての主体に適用できる事実（L.653-3条の1項、L.653-5条）の3種類である。これらの帰責事由の内容は一部重複しており、その特徴に従って整理すると、以下の八種類の帰責事由が存在する¹⁶¹。

（1）会社財産に対する処分行為

経営者が、会社の財産を不当に処分した場合、裁判所は会社の経営者に個人破産の制裁を加えることができる。具体的には、①経営者が会社の財産に対する管理権を有さないのに、会社の積極財産を自己所有の財産として処分した不

¹⁶⁰ 福井守「フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離」駒澤大学法学論集6巻（1969年）225頁。

¹⁶¹ なお、この帰責事由の分類は、各事由の特徴に基づいて、筆者が整理したものである。

当行為¹⁶² (L.653-4条1号)、②企業の積極財産の全部もしくは一部を流用・移転・隠匿した行為または法人債務者の不利益に債務を負担させる行為 (L.653-4条5号)、の二種類が存在する。②の事由は破産罪の構成要件ともなりうる。

有限責任個人事業主に適用できる帰責事由の中には、①の帰責事由に類似している事由がある。倒産手続において、裁判所によって責任財産として決められた財産を、他の財産に充当・処分した行為、いわゆる不正な「財産の充当行為」である (L.653-3条2項1号)。

(2) 個人又は第三者の利益のために会社の利益と経営を害する行為

①利益相反行為。これは、経営者が自己または経営者と直接もしくは間接に関連している第三者のために、企業の財産または信用を債務者たる企業の不利益に処分した行為 (L.653-4条3号) を指す。有限責任個人事業主についても、L.653-3条2項の3号に同様の内容が定められている。

②濫用的な赤字経営行為：法人の経営者が個人利益のために、会社が支払停止に至るような濫用的な赤字経営 [exploitation déficitaire] を行った結果、会社財産の不足をもたらした場合は、個人破産の制裁が加えられる (L.653-4条4号)¹⁶³。

(3) 法人格の濫用

会社の経営者が、経営活動の外見の下で、個人の陰謀を隠して会社の利益を図ること以外の目的で取引行為を行った場合も制裁される (L.653-4条2号)¹⁶⁴。有限責任個人事業主については、同法典 L.653-3条2項の2号に同様の内容が定

¹⁶² この行為は、「会社財産と個人財産の混同」と類似の特徴を有すると思われる。

¹⁶³ 赤字経営の行為が経営者の責任を追及する根拠として主張される場合に、原告は、赤字経営の事実のみならず、経営者の当該行為がその個人利益に資することを証明しなければならない。不当な経営を行い、会社の支払不能をもたらした場合、個人利益は経営者に対して責任を負わせるために、必要不可欠な要件である。判例：Cass. Com. 3 mai 2011, n°10-16.709, NP。この反面、例えば、休眠会社の場合、会社の経営が既に停止されているため、支払停止が経営者の利益の下でもたらされたわけではないので、経営者は制裁を免れる。関連判例 CA. Paris, 3^e ch. A, 5 févr. 2008, Dr. Sociétés 2008, n°205, note Legros。

¹⁶⁴ これは、いわゆる日本法における法人格否認の法理が適用される場面と類似する。

められている。

なお、（2）および（3）は、会社の財産及び取引を不正に取り扱った行為（処分・使用・流用・隠匿・経営）であるという点において（1）と類似するよう
に思われるが、（2）（3）の帰責事由は、原告が行為者のそれぞれの主観的態
様を証明しなければ成立しないという点において（1）と区別される。また、
（1）から（3）の帰責事由は、自然人である独立事業者の経営者を除いて、す
べての経営者に適用できる。以下の事由は自然人の独立事業者の経営者を含め
てすべての経営者に適用される。

（4）法令規定又は有責判決に対する違反

現行法は、従来の1985年法189条1号の規定を踏襲した¹⁶⁵。具体的には、L.653-5
条1号は、法定の経営等の禁止を無視して、商業、手工業もしくは農業の活動
または法人の経営もしくは管理職務を行った場合、個人破産の制裁が課される
と定めている。さらに、当事者が経営者である場合、従前下された経営禁止の
決定（後述本節 三、「経営禁止の制裁」を参照）を遵守しなかった者に対し、
個人破産の制裁が言い渡される可能性もある¹⁶⁶。

そのほかに、積極財産不足を原因とする有責判決が下された場合、損害賠償
責任を履行しない経営者に対しても職務上の制裁を加えることができる。これ
は、財産上の制裁の効果を保障するためである（同法典 L.653-6条）。

（5）契約上の詐害行為

また、第三者と契約を締結する時に、対価を得ないで署名した場合、かつ企
業もしくは法人の状況に照らしてそれが極めて重要な契約と認められる場合、
その署名した者（法人の経営者に限らない）には制裁が加えられる（L.653-5条3
号）¹⁶⁷。

（6）偏頗弁済行為

次に、L.653-5条4号は、会社が支払停止となった後に、経営者は債権者間の
平等を害して会社財産を特定の債権者に弁済した場合、その者は職務上の制裁

¹⁶⁵ 佐藤＝町村・前掲注（28）の（2）413頁。1985年法189条参照。

¹⁶⁶ CA. Rouen, civ et com., 15 sept. 2011, RG n°10/01152, JCP E 2012, n°1247, note Dalattre.

¹⁶⁷ このような会社の利益に反する契約の締結行為は、いわゆる日本民法上の詐
害行為に相当すると思われる。

を受けることと定める。この場合、原告側は、不正な弁済をした経営者の故意・過失を証明しなければならない。例えば、経営者は、受益債権者から利益を受けている事実等による証明がある¹⁶⁸。

(7) 倒産手続の進行を確保する独特な帰責事由

まず、L.653-5条2号は、裁判上の更生もしくは清算手続の開始を回避または遅らせる意図で、低額転売のために買い入れ、または不経済な手段によって資金を手に入れた行為を帰責事由としている。

次に、同条5号により、裁判所は、倒産手続の諸機関への協力を意図的に差し控え、手続の良好な進行を妨げた経営者に対し、個人破産の制裁を加えることもできる。この帰責事由は、経営者の故意・過失が明らかに存在していることを要求している。同様の行為は、刑事制裁の帰責事由にもなっている。

また、同条7号は、債権者の名を名乗り、虚偽の債権を申告した詐欺行為を定めている。なお、当該規定は2014年オルドナンスによって追加された帰責事由である。法文上、刑事制裁の部分においても、類似の記述がある¹⁶⁹。

(8) 違法な会計行為

最後に、会計上の違法行為は、会計の権限を有する者が、会計文書を滅失し、又は法律によって義務付けられている会計を行わない場合、虚偽・不完全・不正な会計帳簿を提出した場合¹⁷⁰、会計帳簿の提出をしなかった場合等に成立する (L.653-5条6号)。

この帰責事由は、破産罪の帰責事由とも構成でき、同時に併科することも可能である。

3. 制裁の効果

個人破産の制裁効果は、大きく分けると二つある。まず、1) 主たる効果として、L.653-1条に定められている全ての事業主体に対する指揮、経営、管理又は監査することの禁止効 (L.653-2条) があり、また、2) 補充効果として、

¹⁶⁸ LE CORRE (P-M), *op.cit.*, n°912.17, p. 2392. ただし、調停手続のために行われた個別支払行為は、その限りではない。

¹⁶⁹ L.654-9条2号 (試訳) 企業救済手続、裁判上の更生または清算手続において、他人の名を名乗り、または仲介者を通して、詐欺によって虚偽の債権を申告した場合。

¹⁷⁰ Cass. Com., 10 mai 2012, n°10-28.689, NP.

個人破産の制裁を言い渡された経営者に対する、株主総会での議決権又は取締役会での投票権を失う「失権効」¹⁷¹（L.653-9条）、又は公職遂行の不能〔incapacité d'exercer une fonction publique électorale〕（L.653-10条）¹⁷²がある。

これらに加えて、裁判所は、経営者が所有する株式もしくは持分を強制的に譲渡することができる。会社の債務を経営者が負担している場合に限り、強制譲渡によって得られた売却代金をその会社債務の弁済に充当することを定めている（L.653-9条）。また、L.643-11条3項1号によると、倒産手続が終結した後に、債権者が債務者に対して個別的に請求することはできないが、個人破産の制裁が加えられている経営者たる債務者に対してはその限りではない。したがって、これらの制裁効果を見ると、個人破産の制裁に財産上の制裁の効果が全くないとはいえないと思われる。

三 経営禁止の制裁

1. 責任の特徴

職務上の義務違反を抑止するために、立法者は個人破産と経営禁止の二つの制裁手段を設けているが、その相違点は性質上の差異であるというより、むしろ制裁の程度の差であることに注意を要する。

経営禁止の制裁は第二位の制裁手段として、個人破産の制裁の小型版〔diminutif〕であると考えられている¹⁷³。また、個人破産の制裁と比べると、経営禁止の制裁は異なる財産上の効果を持っている。例えば、上述した通り、「個人破産の制裁」が言い渡された経営者に対し、裁判上の清算手続が終結したとしても、債権者は積極財産不足を理由として個別的な追行ができるとされている（L.643-11条3項1号）。一方で、「経営禁止の制裁」が言い渡された経営者に対しては、裁判上の清算手続の終結後は、積極財産不足の責任による個別的な追行ができない。

¹⁷¹ 失権効を受けている経営者の代わりに、裁判所が指名した特別代理人〔mandataire ad hoc〕によって、株式総会又は取締役会での議決権が行使される。

¹⁷² 「公職遂行の不能」の翻訳は、佐藤＝町村・前掲注（28）の（2）412頁を参照。その効果は、具体的には、選挙法典〔Code électoral〕199条に所定の選挙による公職遂行の不能をもたらすことを指す。この選挙は、国会議員の選挙、市町村レベルの地方選挙、及び EU 欧州議会議員の選挙を含む。

¹⁷³ Saintourens (B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 36.

2. 制裁の効果

(1) 個人破産に代わる禁止措置

L.653-3条から L.653-6条に定められた場合において、裁判所は、個人破産に代えて経営禁止を言い渡すことができる。経営禁止の制裁が個人破産の制裁と異なる点は、必要に応じて効果を定めることができる点である。企業の経営者に経営禁止の制裁を課すべきかどうかについての法的評価は、経営者の不誠実性・不運・無能力に応じて、裁判官によって判断される。すなわち、裁判官は経営者の行為によって、特定の分野における経営活動の禁止を言い渡すことができる。例えば、近時の裁判例では、経営者が大規模商事会社での管理活動を禁止されたが、個人事業主〔auto-entrepreneur〕¹⁷⁴としての活動は許容された例が存在する¹⁷⁵。

(2) 独自の帰責事由

A. 情報提供義務の不履行

裁判所は、司法管財人、企業清算人、もしくは清算人に対して、倒産手続の開始日の翌月中に L.622-6条により提供する義務のある情報を悪意によって提供しなかった者、または L.622-22条2項に定められた情報提供義務¹⁷⁶を故意に履行しなかった者について、経営禁止の制裁を言い渡すことができる。

このような情報提供の欠如は、ほとんどの場合、会計帳簿の隠滅や、詐欺等の不正の会計行為によって行われるため、裁判所は、倒産手続の諸機関への協力意図の有無を確認した上で、個人破産の制裁か、経営禁止の制裁かについて判断しなければならない。

¹⁷⁴ 「個人事業主」は、EU の small business プロジェクトの推進にしたがって、経済を活性化するために、2008年法によって導入された新しい法人形態である。個人が容易に起業できるように、個人事業主を成立するために、資本金要件と登記要件が免除されているほかに、軽減税率のオプションも与えられた。Lexique des termes juridiques (2009), 17^{éd}, Dalloz.2010, p.75.

¹⁷⁵ CA Paris, 7 sept. 2010, n°RG 10/00299, JurisData n° 2010-029722 ; RJDA 2011/01, n° 70, p. 66.

¹⁷⁶ L.622-6条によると、情報提供義務は、債権者リスト、債務額、主たる契約及び訴訟に関する情報を倒産手続の機関に提出しなければならないことを内容とする。L.622-22条2項に所定の通知義務は、債務者は倒産手続が開始されてから10日以内に、債権者に通知しなければならないことを内容とする。

B. 支払停止状態の申告怠慢

L.653-8条3項は、債務者たる法人の経営者の支払停止状態の申告義務を定めている。当該義務は、1994年6月10日に発効した法律によって創設された。1985年法189条2項5号に所定の「15日以内」という申告期間は2005年法によって「45日以内」に延長された、また、2005年改正法では、怠慢行為に対する「個人破産」制裁の適用を廃止し、「経営禁止の制裁」のみが残されることとなった¹⁷⁷。

なお、上述の個人破産の制裁における経営等の禁止も含むすべての職務上の禁止措置は、全国データベース [fichier national]¹⁷⁸に登録・公布することによって実施する¹⁷⁹。

第三節 刑事責任

一 刑事責任の一般論

1. 責任の性質と機能

現行法では、倒産手続における刑事制裁は、破産罪及びその隣接犯罪によって構成されている。

刑事制裁の機能は、二つの側面から解釈できる。一方では、刑事制裁は詐欺によって債権者の利益を侵害する行為を一般的に抑止するという目的に基づき、債権者の利益を保障する機能がある。他方では、刑事制裁は、企業救済計画を妨害するおそれのある破産犯罪行為を行った経営者を制裁する目的を有しているため、会社の再建の機会を保障する機能がある。

2. 制裁の対象

刑事制裁の適用範囲は、職務上の制裁と同様に、自然人債務者（商業および

¹⁷⁷ 2005年改正法案は当該行為を「個人破産」の制裁原因の中に維持しようとしたが、フランス元老院経済問題委員会 [Commission des affaires économiques du Sénat] は、当該責任に対して「個人破産の制裁は経営者の財産に与える影響が重すぎると考えられ、申告義務の偶発的な不履行の場合、経営禁止の制裁のみで適切である」と指摘する。

Avis n°337. Christian Gaudin, *op.cit.*, p.93.

¹⁷⁸ 訳は、後藤＝野澤＝町村＝柴崎・前掲注（141）94頁以下参照。

¹⁷⁹ Pérochon (F), *op.cit.*, n°1727, p.795.

手工業、農業活動を行っている自然人)、会社の経営者及び法人経営者の常任代表者を含んでいる (L.654-1条)。特に、刑事制裁が法人にも適用できるのはフランス倒産手続における刑事制裁に独自のものである (L.654-7条)。また、職務上の制裁と同様、刑事制裁は企業救済手続に服している企業の経営者に対しては適用されない。しかしながら、企業の救済計画が取り消された後に、支払停止状態になった場合に限り、裁判所は破産罪を言い渡すことができる¹⁸⁰。

3. 手続上の問題

(1) 時効

フランス刑事訴訟法典第8条によると、軽罪の場合、犯罪行為が終わった時から3年間を経過した時に、公訴権の消滅時効が完成する。しかし、救済手続、裁判上の更生・清算手続の開始判決が言い渡された場合、その時効は倒産手続の開始時から起算される (L.654-16条)。また、犯罪行為が倒産処理手続の開始決定後に発生した場合、その時効はやはり通常通りに行為の発生時から起算される。

(2) 申立権者

破産罪及びその隣接犯罪の本質は刑事的な制裁であるため、裁判所は検察官の公訴権申立て (起訴) によって審理を開始する。もっとも、裁判所は、企業清算人、被用者代表、計画実施監査人の請求によって審理を開始することもできる。また、積極財産不足の責任訴権と同様に、企業清算人が同条に定める訴権を行使しない場合、債権者の集団的な利益を踏まえて、債権者の過半数の賛成によって選任された監査委員が裁判所に申立てをすることができる。

(3) 職務上の制裁との競合

詐欺破産罪を言い渡された経営者に対して、個人破産の制裁を言い渡すことができるかどうかの問題となった。破毀院刑事部が、破産罪以外に、8年の個

¹⁸⁰ LE CORRE (P-M), *op.cit.*, n°932.21-22, p. 2538-2540. 詐欺破産罪の制裁対象は、L.654-1条に所定の内容通りであるが、隣接犯罪の場合、L.654-8条から L.654-15条までは、債権者、管財人、清算人ないし破産者の親族 (身分犯) に適用する規定がある。

人破産の制裁¹⁸¹、15年の経営禁止の制裁¹⁸²をそれぞれ言い渡した裁判例がある。裁判所は、L.653-11条1項に所定の制裁を付加刑として認識しているため、破産罪と併科することができると指摘されている。2008年オルドナンス142条は、その取扱いをL.654-6条に編入した¹⁸³。

二 破産罪

1. 特徴

破産罪は、刑事制裁の中心である。2005年改正法は、1985年法の脱刑罰化〔dépénalisation〕の改革をより一層発展した。その結果、一般破産罪が廃止され、その構成要件が詐欺破産罪の構成要件と統一され、現行法における破産罪となった。現行法における破産罪の構成要件のなかには、個人破産の制裁に類似する内容もある。しかし、破産罪は刑事制裁であり、個人破産の制裁と比べると、そのサンクションの程度が比較的重いため、特別な主観的要件を満たす場合のみ、裁判官は裁量によって刑事制裁を科することができる。

2. 構成要件

（1）会社を不正に存続させる行為

個人破産の制裁の帰責事由にならって、破産罪の構成要件を類型化すると、次の三つに分類される。一つめは、裁判上の更生・清算手続の開始を回避または遅延させる意図で、低額で転売するための買入れをなし、あるいは資金を入手するために破滅的な手段を用いた行為である（L.654-2条1号）。ただし、破産罪が科されるには、当事者の具体的な故意がなければならない。

（2）会社財産を害する行為

二つめは、積極財産を減少させたり、会社債務を不当に増加させる行為である（L.654-2条2号3号）。つまり、会社財産を害する行為である。処罰の根拠は、当該行為が、債権者の利益を害し、会社財政を悪化させ、会社の再建の機会を

¹⁸¹ Crim. 8 nov. 2006, n°05-85.922. D. 2007. AJ 10, obs. Lienhard. D. 2007. Pan.1630, obs. Mascala; JCP E 2007. Chron. 1450, n°16, obs. Pétel.

¹⁸² Crim. 8 nov. 2006, n°06-81.862, Bull crim 2006, n° 280, p. 1015.

¹⁸³ 破産罪を認容・宣告した刑事裁判所は、民事・商事裁判所によって個人破産・経営禁止の制裁が宣告されない場面において、その者がL.653-8条に所定の個人破産制裁か、経営禁止の制裁の帰責事由を犯した場合、後者を同時に下すことができる（L.654-6条）。

妨げる点にある。

この行為者の主観的要件として、「債権者の利益を害する」¹⁸⁴意図を有することが要求されている。近年、財産の横領行為がある場合、経営者の主観的要件を満たしていると見なされ、債権者の利益を損なう意思の証明は不要であると指摘する裁判例がある¹⁸⁵。

(3) 不当な会計行為

最後に、会社の帳簿に関する不正行為である。法文は、企業または法人の虚偽の会計を行い、または会計文書を紛失させ、あるいは法定の会計義務を怠ったこと及び、法規定に照らして明らかに不完全、不当な会計を行った場合を構成要件として規定している。当該行為を列挙する立法目的は、債権者の監督をさけるために、債務者の会計帳簿で不実な記載をするという行為を抑止することにある。

3. 罰則

破産罪が科された者は、一般的に、5年間の拘禁および75000ユーロの罰金が科せられる(L.654-3条)。これに加えて、制裁対象の自然人、法人、法人の経営者によって異なる補充的な懲罰が付け加えられる。具体的には、特に、投資サービス事業の経営者の場合、7年間の拘禁および10万ユーロの罰金に処せられる(L.654-4条)。法人の場合、フランス刑法典131-38条に所定の罰金及び活動の禁止、および同法典131-39条に定められた罰則、公開市場調達活動制限〔exclusion des Marchés Publics〕等の懲罰を受けることがありうる(L.654-7条)。また、制裁の対象が個人である場合、刑法典における失権、職務上の制裁が課されていない限り、最長5年の社会活動の禁止なども定められている(L.654-5条)。

三 破産罪の隣接犯罪

1. 特徴

破産罪の隣接犯罪〔infractions voisines de la banqueroute〕¹⁸⁶は、詐欺破産罪の他に、それと関連している軽罪〔délit〕によって構成されている罪である。

¹⁸⁴ CA Toulouse, 16 mars 2005, Rev. Société 2005, p.186, obs. Salomon.

¹⁸⁵ Cass. Crim., 8 nov. 2006, pourvoi n° 05-85.271, D.2007, p.1626, note. Mascala.

¹⁸⁶ Saintourens (B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 43.

隣接犯罪の制裁の効果について、破産罪の刑と比べると、立法者は、相対的に軽い刑を設けるが、場合によって、破産罪と同様の刑も科せらる。その制裁対象は広く、破産罪の制裁対象のほかに、手続の機関とされている司法管財人、企業清算人、清算人、または計画実施監査人、及び破産罪を犯した者の親族なども制裁の対象となりうる（L.654-10条）。本稿では、経営者に適用されるいくつかの帰責事由を整理する。

2. 構成要件

（1）一般的な構成要件

手続の期間内などを問わずに、上述の第二章第三節一の2に所定の刑事制裁の制裁対象に含まれている全ての者に適用される一般的な構成要件が存在する。L.622-7条に違反して株式の譲渡、又は不正な弁済行為〔paiements irréguliers〕を行った場合、2年の拘禁および3万ユーロの罰金に処せられる（L.654-8条1号）。また、前述の職務上の制裁（L.653-2条とL.653-8条）、すなわち職務活動又は公務活動の禁止、失権又は失格に関する判決に違反して職務的な活動を行った場合、2年の拘禁および37万ユーロの罰金に処せられる。

（2）企業救済計画・裁判上の更生計画・事業譲渡計画を阻害する行為

会社が存続するために必要不可欠な財産について、企業救済計画又は裁判上の更生計画に定めた債務の弁済方式に違反する弁済・処分行為があった場合、会社の再出発の機会が奪われるため、フランス商法典では、会社の再建と継続の目標を達成するために、統一的な刑事制裁を設けている。すなわち、観察期間内¹⁸⁷、又は企業救済・裁判上の更生計画の実施期間内の、不正な弁済行為〔paiements irréguliers〕もしくは不正な処分行為があった場合、上記（1）と同様の刑に処される（L.654-8条2号3号）。

また、事業譲渡の履行期間中、譲渡不可能な財産¹⁸⁸を処分する場合も、同様の刑に処される。ここでの制裁対象は、譲渡計画の履行期間中になされた違法

¹⁸⁷ 観察期間内は、連帯賠償債権又は劣後債権、個人債務者の生活に必要な財産と関連している債権、及び扶養関係の債権を除き、全ての債権に対する弁済が禁止される。

¹⁸⁸ L.642-10条によると、裁判所は、譲渡計画において、譲渡不可の財産を調整することができる、調整は譲渡財産の全部又は一部を対象として、確定期間内に実施しうる。

行為である。その立法趣旨は、譲受会社の経営活動の続行を保障するために、必要な財産が消滅することを回避することである（L.654-8条4号）。

（３）破産罪に準じる制裁

破産罪に準じる制裁、いわゆる準破産罪の制裁の立法趣旨は、破産罪を犯す共同の故意〔concert frauduleux〕の立証が困難な場合でも、当事者の行為に鑑みると、破産罪を犯すおそれのあるため、破産罪と同様の制裁を加えることにより、その不正な行為を防止することにある¹⁸⁹。

具体的には、以下の二つの構成要件を満たす場合に、L.654-3条からL.654-5条に定められている破産罪の刑に処せられる。①自分の財産又は手続に関わる財産の処分行為。すなわち、法人の経営者が自分の動産・不動産の全部または一部を隠匿・減少した場合、若しくは有限責任個人事業主が手続に係属している財産を隠匿・減少する場合（L.654-9条1号）¹⁹⁰である。②虚偽な債権の申告。すなわち、企業救済手続、裁判上の更生・清算手続において、他人の名を名乗りまたは仲介者を通じて、詐欺によって虚偽の債権を申告した場合（L.654-9条2号）である。

（４）責任の負担を回避する故意がある場合

フランス商法典は、L.654-14条で経営者のみに適用される構成要件を定めた。その後、2010年オルドナンスにより、同条は有限責任個人事業主にも適用できるようになった。倒産手続が開始された場合、以下の経営者に、破産罪と同様の懲罰が加えられる。すなわち、①法人、及び法人の株主、債権者の追及から、自らの責任を免除させる目的で、法人の財産の全部ないし一部を詐取ないし横領し、若しくは減少させた行為があり、又はこれらの行為をする傾向がある経営者、あるいは②法人が負担すべきではない負債を詐害的に同意した経営者、に対して隣接犯罪を科すこととなった。当該隣接犯罪は前述の隣接犯罪と同じく財産を処理する行為を対象としているが、経営者が責任の追及を回避する重大な悪意〔mauvaise foi〕のあるところが、他の罪と異なる点である。

おわりに

倒産企業の経営者の責任は、従来から倒産法の難問である。会社の債務を経

¹⁸⁹ Saintourens(B) et Saint-Pau (J.-C), *op.cit.*, p. 45.

¹⁹⁰ ①のすべての場合は、フランス刑法典121-7条の適用を妨げない。

営者に負担させることを容易にし、経営者の責任と制裁を重く規定すると、企業の活力が失われるおそれがあり、倒産手続の申立てに対するインセンティブを過度に減殺する事態を招く。その反面、経営者倒産責任の要件を厳しくすると、経営者のモラルハザードが生じる可能性があり、会社が倒産に瀕した時期に、法人格の濫用、弁済原資の不足による債権回収の困難などの問題も生じる。倒産手続は、債権者、債務者、経営者、さらに会社の将来性、被用者の生活保護など、さまざまな利益が交わっている法律分野であるので、利益の均衡性を維持しながら、実務上の問題を解決する必要がある。

フランスでは、職務上の責任と刑事責任の関係からみると、1967年法において、刑事制裁として規定する偏頗弁済行為〔paiement préférentiel〕、支払停止の申告怠慢行為、取引で会社財産の不正費消行為、会社財務状況に反する無対価の契約行為などは詐欺破産罪の帰責事由からは削除され、現行法における職務上の制裁の帰責事由となった。これは、脱刑罰化〔dépénalisation〕の方針に従っていることの現れであり、従来の経営者の倒産責任の職務上の道德違反を厳しく制裁する傾向は徐々に弱まっていることも示している。それと比較すると、日本法において、フランス破産法を模倣した商法破産編には資格制限・勤務禁止・公民権停止¹⁹¹の規定が定められていたが、大正11年の商法改正からこれを設けなかった。しかし、多くの個別法には、消費者破産手続が言い渡された者に対する資格制限の規定が残されている。また、日本の詐欺破産罪には、フランス法における刑事制裁の構成要件と共通している部分が多い。

財産上の責任について、一般法上の責任では、経営者の過失と会社の積極財産の不足との間に因果関係を証明することが困難であったため、1967年法は填補責任が責任の推定の構造を定めた¹⁹²。フランスでは、経営者の填補責任が「一種の危険責任」¹⁹³と捉えられている。当時、この制度設計の出発点は、商業社

¹⁹¹ 園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』（弘文堂・2009年）250頁。

¹⁹² 佐藤・前掲注（3）79頁。すなわち、管財人などが経営者の過失に対する十分な立証ができなくても、裁判官は責任の追及を認容しうる責任である。

¹⁹³ 佐藤・前掲注（3）74頁。フランス民法上、過失責任主義は、民法理論上長い歴史を持っている。しかし、経済・技術の発展と交通事故の増加に伴い、フランスでは、過失責任主義の適用は実務上様々な齟齬を生じていた。それ故、近代民法理論における無過失責任主義と危険責任の理論〔théorie du risque〕の運用が、民法及びその他の法分野で徐々に発展してきた。山口・前掲注（142）

会の経済性と効率性を追求するために、倒産手続において債権者の利益の保護を優先することになったと理解できる。1985年法は、「負債の履行」を優先目的とする伝統的な破産手続とは異なり、「企業の保護」、「事業と雇用の維持」、「負債の履行」という三つの目標を重視することとなった。そうすると、従来「填補責任」は時代遅れの、1985年法の目標の実現を妨げる制度となったと批判された¹⁹⁴。それゆえ、2005年法改正以降に設けられた「積極財産不足の責任」と「支払停止の寄与責任」を主張する原告には、単に財産上の損害と経営者の過失のみならず、損害と過失との間の因果関係の証明（「条件等価説」に準じる）が要求されるようになった。このように、財産上の責任は、一般法上の責任が従う過失責任主義の伝統的な構造に再帰〔retour〕したように考えられ¹⁹⁵、債務者の利益保護を再検討する傾向がみえる。今後、さらに検討に値するのは、経営者の民事責任（一般法上の責任と財産上の倒産責任）に対して、日仏法の考え方が若干異なっているところである。

フランス倒産法における経営者責任の立法経緯を俯瞰すると、その責任制度の変遷は、繁雑から簡略へ、刑罰主義から民事制裁へ、道徳違反の予防手段から再建機会の保障手段へのプロセスを辿った。経営者に会社の債務を負担させる手続上の条件はやや厳しくなり、職務上の制裁と刑事的制裁は軽減されているので、近時の改正は多くの債務者に再出発の機会を保障する傾向を示しているといえる。これは、アメリカ連邦倒産法第11章の影響もあるが、2005年法に創設された再建型の企業救済手続と一致する方向で、経営者の裁判上の更生・清算手続の申立てを躊躇することを防止しようとする意図もあると考えられる。

以上の中で最も関心を惹かれるのは、再建型の企業救済手続が開始される場合、上述様々な責任の追及が禁止される改正であり、それに加えて、経営者保証人に対しても柔軟な対処規定も設けていることである。これは、所謂、飴と鞭〔carrot and stick〕という政策の法的実現であり、日本法にとっては極めて

93-94, 96頁。

¹⁹⁴ Project de loi n° 1596, Sauvegarde des entreprises, Doc. AN (Assemblée Nationale), mai 2004, Exposé des motifs, p.5.12. 13.

¹⁹⁵ M. François F. Commentaire sur la Décision n° 2014-415 QPC du 26 septembre (Responsabilité du dirigeant pour insuffisance d'actif), 2014, p.2 http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2014415QPC2014415qpc_ccc.pdf (2017年3月1日検索)

参考とする意義があるものといえよう。

このようにフランスの立法と実務の経験と教訓を参考として、今後より合理的、効率的な経営者倒産責任制度の構築を目指して、研究を進めていきたい。